

ラ・ムー成合店 (No.1167)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 2 日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 大黒天物産株式会社 住所 岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5 名称 NTT・TCリース株式会社 住所 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号														
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 ラ・ムー成合店 所在地 高松市成合町 1158 番地 1 外														
変更した事項	(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ①駐輪場の位置及び収容台数 【変更前】 位置 図面3-1 建物配置図(変更前)参照 収容台数 127 台(3箇所) 【変更後】 位置 図面3-2 建物配置図(変更後)参照 収容台数 48 台(1箇所) ②荷さばき施設の位置及び面積 【変更前】 位置 図面3-1 建物配置図(変更前)参照 面積 319.4 m ² (3箇所) 【変更後】 位置 図面3-2 建物配置図(変更後)参照 収容台数 232.4 m ² (2箇所) ③廃棄物等の保管施設の位置及び容量 【変更前】 位置 図面3-1 建物配置図(変更前)参照 収容台数 28.5 m ³ (2箇所) 【変更後】 位置 図面3-2 建物配置図(変更後)参照 収容台数 19.9 m ³ (1箇所) (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 【変更前】 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>荷さばき可能時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>荷さばき施設1</td><td>午前6時から午後 10 時まで</td></tr><tr><td>荷さばき施設2</td><td>午前6時から午後 10 時まで</td></tr><tr><td>荷さばき施設3</td><td>午後 10 時から翌6時まで</td></tr></tbody></table> 【変更後】 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>荷さばき可能時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>荷さばき施設1</td><td>午前6時から午後 10 時まで</td></tr><tr><td>荷さばき施設2</td><td>午後 10 時から翌6時まで</td></tr></tbody></table>	名称	荷さばき可能時間	荷さばき施設1	午前6時から午後 10 時まで	荷さばき施設2	午前6時から午後 10 時まで	荷さばき施設3	午後 10 時から翌6時まで	名称	荷さばき可能時間	荷さばき施設1	午前6時から午後 10 時まで	荷さばき施設2	午後 10 時から翌6時まで
名称	荷さばき可能時間														
荷さばき施設1	午前6時から午後 10 時まで														
荷さばき施設2	午前6時から午後 10 時まで														
荷さばき施設3	午後 10 時から翌6時まで														
名称	荷さばき可能時間														
荷さばき施設1	午前6時から午後 10 時まで														
荷さばき施設2	午後 10 時から翌6時まで														
変更の年月日	令和 4 年 12 月 21 日														
変更する理由	物販棟 2 の取壊しに伴う施設の廃止のため														

2 届出年月日 令和 4 年 4 月 20 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 4 年 5 月 2 日から令和 4 年 9 月 2 日まで

ラ・ムー成合店 (No.1167)

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和4年9月2日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ